

# 上ノ国町農業機械等導入支援事業補助金交付要綱

平成27年4月1日  
告示第30号

## 改正

平成28年4月1日告示第17号

平成29年4月5日告示第21号

(目的)

**第1条** この要綱は、農産物の生産効率及び品質面の更なる向上を図るため、農業機械等の円滑な導入を支援し、農業者の所得向上及び持続可能な農業経営に繋げることを目的とする。

(補助対象者)

**第2条** 補助対象者（以下「対象者」という。）は、町内に住所を有し、かつ農産物の販売金額が50万円以上の農業者とする。

(補助対象経費)

**第3条** 補助対象経費は、対象者が生産物の販売目的のために導入する別表の農業機械等に係る購入経費（付属・構成部品のみ購入は不可）とし、1件につき5万円以上のものに限る。

2 前項に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めた農業機械等に係る購入経費

(補助金の額)

**第4条** 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の2分の1以内、かつ限度額は100万円とし、予算の範囲内で補助するものとする。ただし、認定農業者が購入する500万円以上の農業機械等については、補助対象経費の5分の1以内とし、前段の限度額は適用しない。

(補助事業者)

**第5条** 前条に規定する補助金の交付対象となる事業を行う者は、新函館農業協同組合上ノ国支店とする。

2 新函館農業協同組合上ノ国支店は、第2条に規定する対象者の意向を把握し、必要に応じて審査及び検査を実施しなければならない。

(補助金の交付申請及び決定等)

**第6条** 補助金の交付の申請、決定等の事務は、団体に対する補助金等の適正化に関する規則（昭和46年上ノ国町規則第2号）及び団体に対する補助金等の適正化に関する規則実施要綱（平成15年上ノ国町要綱第449号）に定めるところによる。

2 前項に規定するもののほか、交付申請等に必要な書類は別に定める。

(補則)

**第7条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

## 附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成27年3月12日から適用する。

附 則（平成28年4月1日告示第17号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月5日告示第21号）

この告示は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別表 (第3条関係)

種類	例示	備考
トラクター	乗用型トラクター、テイラー	
耕耘整地用機具	プラウ、ロータリー、スタブルカルチ、ハロー、代かき機、鎮圧機、均平機、うねたて機、あぜ塗り機	
耕土改良用機具	心土破碎機、溝掘機	
栽培管理用機具	播種機（グレンドリル、プランター等）、発芽機、育苗機、田植機、直播機、移植機、マニアスプレッド、ブロードキャスター、ライムソワー、中耕除草機（カルチベーター等）、溝切機、モアー、マルチャ、杭打機、脱水機、攪拌機	
防除用機具	動力噴霧機（セット動噴、自走式動噴、背負い式動噴）ブームスプレーヤ、動力散布機、その他防除機	
収穫調製用機具	コンバイン、収穫機、刈取機、掘取機、茎葉処理機、脱穀機、選別機、もみすり機、乾燥機、穀類搬送機、野菜運搬車	色彩選別機を除く
飼料作物収穫調製用機具	モアー、テッター、レーキ、ロールベラー、カッター	
その他のもの	野菜用予冷庫、袴むき機（コンプレッサー含む）、ニラ束ねら自動結束機、トレーラー、フォークリフト、GPSガイダンスシステム、自動操舵装置、水田車輪	
パイプハウス		新築に限る
家畜飼養管理機具	自動給餌機、自動給水機、保温機、畜舎清掃機、妊娠鑑定機	